

令和 8 年度予算案の概要

令 和 7 年 1 2 月
労 働 基 準 局

令和8年度労働基準行政関係予算案の概要

(単位：百万円)

区分	7年度 予算額①	8年度 予算案②	増▲減額 (②-①)	対前年比 (②/①)
一般会計	(35,249) 4,828	5,389	560	111.6%
(うち義務的経費)	2,291	2,196	▲ 96	95.8%
(うち裁量経費)	(35,249) 2,537	3,193	656	125.8%
労働保険特別会計労災勘定	(698) 1,088,243	1,104,243	15,999	101.5%
(うち保険給付費等)	863,945	870,606	6,661	100.8%
労働保険特別会計雇用勘定	691	687	▲ 4	99.5%
労働保険特別会計徴収勘定	91,963	96,171	4,208	104.6%
総計	(35,947) 1,185,726	1,206,489	20,764	101.8%

注1：計数は、それぞれ四捨五入を行っているので、端数において総計と必ずしも合致しない。

注2：上段〇書きは令和7年度補正予算額。

第1 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

1 賃上げ支援、ジョブ型人事

補正352億円 当初137億円(122億円)

全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を集中的に行う。最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。

また、働き方改革推進支援センターにおける相談対応等を通じて、ジョブ型人事指針の周知を行う。

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援（「賃上げ」支援助成金パッケージ） 122億円(107億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合に支給される業務改善助成金により、中小企業・小規模事業者の業務改善や生産性向上に係るニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

また、働き方改革推進支援助成金は、労働時間の縮減等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する際、労働時間に関する取組に加えて、労働者の賃金を一定以上引き上げた事業主に対し、助成上限額への加算を行うことにより賃金引上げを支援する。

上記助成金を含む、「賃上げ」支援助成金パッケージとして、中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。

(参考) 【令和7年度補正予算】

- 最低賃金引上げに対応した業務改善助成金助成金による中小企業・小規模事業者の賃上げ支援 352億円

(2) 働き方改革推進支援センターにおける生産性向上による賃上げに取り組む企業に対する伴走型支援の実施 15億円（15億円）

働き方改革推進支援センターにおいて、中小企業等の求めに応じ、労務管理等の専門家による訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施。

(3) 働き方改革推進支援センターにおける相談対応等を通じたジョブ型人事指針の周知（再掲・第1の1（2）参照） 15億円（15億円）

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため各都道府県に設置する働き方改革推進支援センターにおいて、関係機関と連携を図りつつ、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事指針の周知を含む相談対応等を行う。

2 職場環境改善に向けた取組 187億円（172億円）

安心して働き続けられる職場環境の整備を進めるとともに、多様で柔軟な働き方を推進する取組を行う。

(1) 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施等

（一部再掲・第1の1（1）、（2）及び（3）参照） 121億円（112億円）

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援やセミナー等を実施する。

また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導を行う。

(2) 安心安全な職場環境の実現 66億円（59億円）

① 地域産業保健センター等における体制整備や相談支援の充実による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進

56億円（52億円）

労働安全衛生法の改正による労働者数50人未満の事業場でのストレスチェック実施義務化を踏まえ、全国350箇所の地域産業保健センターにおいて高ストレス者の面接指導に対応するための登録産業医の体制整備を図る。併せて、各都道府県の産業保健総合支援センターにおいて中小企業等を対象とした産業保健活動やメンタルヘルス対策に係る相談対応や訪問支援の体制を充実する。

また、ポータルサイト「こころの耳」を通じて職場のメンタルヘルス対策について情報提供を行うとともに、労働者のメンタルヘルス不調等に関する相談窓口の拡充により、メンタルヘルス対策を推進する。

② 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進

9. 8億円（7. 6億円）

労働安全衛生法の改正により、高年齢労働者の労働災害防止対策が努力義務化されたことを踏まえて、専門家によるリスクアセスメントの実施とその結果を踏まえた対策への補助を拡充する。また、熱中症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防を図るため、熱中症対策コースを新設し、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による高年齢労働者の労働災害防止対策に要する費用の補助を行う。

第2 安全で健康に働くことができる労働環境の整備

1 安全で健康に働くことができる職場づくり

302億円(288億円)

(1) 長時間労働の是正

161億円(154億円)

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

(一部再掲・第1の1(1)、(2)、(3)及び2(1)参照)

132億円(123億円)

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導を行う。

また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行う。

さらに建設業・自動車運転の業務について、引き続き、取引環境改善に向けた企業・国民等への周知・広報を行う等の支援を行う。

② 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等

29億円(30億円)

都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置し、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させる等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、過重労働による健康障害防止を含む労働基準関係法令等に関する知識の周知・啓発等に係るセミナー等を開催する。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 141億円（134億円）

① 第14次労働災害防止計画や労働安全衛生法等の改正を踏まえた労働災害防止対策の推進

（一部再掲・第1の2（2）参照） 138億円（131億円）

第14次労働災害防止計画や労働安全衛生法等の改正を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止対策や、第三次産業の労働災害防止対策、製造業における機械による労働災害防止対策、建設業における墜落・転落災害防止対策など建設工事における労働災害防止対策を推進するとともに、個人事業者等に対する周知等の支援を実施する。

また、メンタルヘルス対策を始めとした労働者の健康確保対策や治療と仕事の両立支援を推進するとともに、新たな化学物質規制の円滑な施行のため、業種別・作業別マニュアルの作成や相談窓口の設置等の支援を拡充するほか、建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露防止対策の周知等を実施すること等により、化学物質による健康障害の防止を図る。

② 過労死等防止対策の推進 3.1億円（3.0億円）

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止のため、その実態を明らかにするための調査研究、シンポジウムや過労死遺族等の学校への講師派遣による周知啓発、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援等の対策を推進する。

2 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 156億円（151億円）

(1) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 156億円（151億円）

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受けられるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

【復旧・復興関連施策】

＜第1 災害からの復旧・復興への支援＞

(1) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策 2. 2億円 (2. 4億円)

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を始めとした自然災害による被害からの復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

＜第2 原子力災害からの復興への支援＞

(1) 東京電力福島第一原発作業員への対応 15億円 (8. 7億円)

東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の設置により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

緊急作業従事者の被ばく線量管理データを活用し、健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。また、緊急作業従事者に係る長期的健康管理システムの更改により、セキュリティ・信頼性・運用効率の向上を目指し、もって安全かつ持続可能な健康管理体制の構築を図る。